

袋井建設事業協同組合で販売しております  
「工事下請注文書」は6月中旬より印刷ミスが  
発覚したため販売停止中です。

既に販売したのものもありますので、使用に  
ついては、双方の合意があれば、読み替えて  
頂き利用可能です。

3枚複写の注文書裏面に収入印紙税額が印刷  
されたものが誤りです。正しくは販売しました  
注文書鏡（表紙）の裏面の表Ⅰ表Ⅱ表Ⅲの表記  
があるものになります。

# 工事下請注文書

## (注文書・注文請書・注文書(控))

[3枚複写・20組・ノーカーボン]

### 使用上の注意

1. 注文書、注文請書、注文書(控)の3枚1組となっていますので、3枚が同時に作成できます。
2. 注文請書のみ収入印紙をはって下さい。
3. 金額欄の工事価格には解体工事に要する費用及び再資源化等に要する費用がある場合にはその費用を含みます。

### ◎ 注文書記載例

コード番号	101	見積番号	15	金額		支払条件					
注文内容				請負代金額 円		前金払	1,730,000	部分払	出来高・納入額の		
件名	〇〇ビル新築工事のうち △△工事一式			うち 工事価格				90%			
場所				取引に係る消費税及び地方 消費税の額		部分払	現金 50%、手形 50%(サイト 90日)				
				550,000		完成払	現金 50%、手形 50%(サイト 90日)				
「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の対象建設工事に該当の有無				<input type="checkbox"/> 該当する <input checked="" type="checkbox"/> 該当しない 該当する別紙(Ⅰ～Ⅲ)に記入する		履行遅滞の 遅延利息(注)	年 % 14.6%	過払の 返還利息	年 %		
工期・納期				請求締切	支払	運送	労災保険		契約不適合 責任期間		
至急・即納	(自)令和 年 月 日 (至)令和 年 月 日 2 8 1 ~ 2 1 2 2 5			毎月 25 日	翌月 5 日	受注者 負担	注文者 負担	受注者 加入	注文者 加入	工事目的物 年 機器本体等 年	
その他	工事を施工しない日又は時間帯又は調停人を定める場合の他、特記事項のある場合はこの欄に記入する。										

(注) 個人又は資本の額が建設業法施行令第7条の2に定める金額未満の業者(特定建設業者を除く)との契約の完成払いにおいては、完成検査に合格した日又は引渡しの日から起算して40日を経過した日からの率は建設業法施行規則第14条で定める14.6%とする。



物品の売買契約の場合は次のとおりです。

1. 現品使用場所に到着の上、注文品の不足、不良又は相違していた場合は、その補充、取換えはもちろん、これに要した使用場所までの運賃、諸掛費は全額当方にて負担致します。
2. 御指定納期に遅滞、御注文品の不足、不良又は荷造り不備などに基づく破損のため貴方作業上に支障をきたした場合は、相当金の賠償を致します。場合により御解約になっても差支えありません。
3. 出荷及び代金請求に関しては、御指示の事項を遵守いたします。
4. 代金は請求書を受領されたものに対し、貴社指定日にお支払い願います。

#### 工事請負契約の場合

「取引に係る消費税及び地方消費税の額を除く額」に応じ下記の金額の収入印紙をはる。

百万円以下	2	百円
2百万円	2	百円
3百万円	5	百円
5百万円	1	千円
1千万円	5	千円
5千万円	1	万円
1億円	3	万円
5億円	6	万円
10億円	16	万円
50億円	32	万円
50億円超	48	万円

平成26年4月1日以後令和4年3月31日までに作成する工事請負契約書の印紙税額  
(印紙税法別表第1第2号、租税特別措置法第91条)

#### 工事請負契約の場合

「履行遅滞の遅延利息」と「過払の返還利息」の%欄は、「2.6」と記入してください。

令和2年3月10日財務省告示第53号、令和2年4月1日適用、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項  
年二、六パーセント を参考に決めています。

正

物品の売買契約の場合は次のとおりです。

1. 現品使用場所に到着の上、注文品の不足、不良又は相違していた場合は、その補充、取換えはもちろん、これに要した使用場所までの運賃、諸掛費は全額貴方にて負担願います。
2. 指定納期に遅滞、注文品の不足、不良又は荷造り不備などに基づく破損のため当方作業上に支障をきたした場合は、相当金の賠償を申し受けます。又、事情により解約することもあります。
3. 代金請求書、出荷案内書（納品書、送り状等を含む）には必ず注文内訳No.を明記し、代金請求書は使用場所ごとに作成して下さい。
4. 代金は当方において着荷を確認し、代金請求書の到着したものに對し当社指定日に支払います。

※この注文書による工事が、発注者と元請負人の締結した工事請負契約が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に定める「特定建設資材」（表Ⅰ参照）を使用した（又はする）「対象建設工事」（表Ⅱ参照）の全部又は一部について下請契約を締結する場合には、当該下請契約の規模にかかわらず対象建設工事となると解されていますので表Ⅲの工事の種類別の書類に必要事項を記入して注文請書に添付して提出して下さい。

表Ⅰ（特定建設資材）

特定建設資材	コンクリート
	コンクリート及び鉄から成る建設資材（プレキャスト鉄筋コンクリート版など）
	木材
	アスファルト・コンクリート

表Ⅱ（対象建築工事の種類と規模の基準）

対象建設工事の種類	規模の基準	
建築物の解体	床面積の合計	80㎡
建築物の新築・増築	床面積の合計	500㎡
建築物の修繕・模様替（リフォーム等）	請負代金の額	1億円
建築物以外のものの解体・新築等（土木工事等）	請負代金の額	500万円

表Ⅲ（法第13条及び省令第4条に基づいて注文請書に添付すべき書面）

1. 建築工事に係る解体工事の場合→別紙Ⅰ
2. 建築工事に係る解体工事等（新築・増築・修繕・模様替）の場合→別紙Ⅱ
3. 土木工事に係る解体工事又は新築工事等の場合→別紙Ⅲ